

2016年11月判例研究会報告

ナカヤマ事件

(配転命令無効確認・未払割増賃金請求)

福井地判平28.1.15労判1132号5頁

弁護士 小林 大晋
(東京南部法律事務所)

1 事案の概要

原告は平成24年7月、被告に入社し、住宅リフォームの飛込営業・リフォームの現場作業を業務内容とする社員として福井支店営業課外課にM社員として配属された。

M社員の就業時間は、9時から18時（うち1時間30分の休憩）、休日は、火曜・木曜、賃金合計額は29万円（本給14万円、営業手当7万5000円、住宅手当5万円、家族手当1万5000円、営業活動手当1万円）であったが、休日の木曜は出勤命令があり、指紋認証による出退社の認証を受けられなかった（※指紋認証システムは、出社後適宜の時間を出社時間として指紋認証し、20時までに退社認証をすればその時間が、退社時間が20時を過ぎる場合には出社後11時間後の時間または実際の退社時間の早い時間が、退社時間として認証される運用であった）。

平成25年9月12日、被告は、新たにM社員賞罰規定として受注ノルマ200万円を課すことを決め、ノルマ未達成の場合、配転または月給10万円減額（S社員）とすることとした。同年9月30日、原告は、ノルマ200万円を達成できず、被告エリアマネージャーAから同年8月31日付でS社員とする雇用契約内容変更申請書を渡され、署名求められた。原告が、署名に応じずにいたところ、再三署名求められた。同年10月18日、被告は、S社員への雇用契約内容変更申請書の提出に応じない原告に対し、福井支店から長野支店への配転命令を出し、応じられない場合には退職をするよう通告した。翌日、原告が出社した際に、原告の業務机が撤去されているなどした

ことから、以後、原告は出勤しなかった。同年12月に、原告は、配転先での就労義務のないことの確認請求および未払い時間外労働割増賃金請求の労働審判を申し立て、平成26年5月に審判、同年6月に被告異議による通常訴訟へと移行したところ、平成26年8月15日、被告代理人より、配転命令を撤回し出勤するよう業務命令の通知がされたが、ノルマが課されたままなのか等、復職後の労働条件が不明確であり、出社命令に従うことができない旨、原告代理人から返答し、その後、原告代理人・被告代理人との間で、何度か書面によるやりとりがされた。最後に、被告代理人からは、精勤した場合にはM社員に復職させる・時間外手当も適法に支払うとの誓約書が提出されたが、原告は、労働条件が明確でなく不当配転がないという保証もない出勤命令の拒否を継続した。

2 爭点

本件において、配転命令無効確認請求自体は、被告による提訴後の撤回により確認の利益が喪失したもの、①時間外労働賃金の支払いを受けられるか、②営業手当等について基礎賃金算定に含まれるか、③配転命令の効力（配転命令撤回前の賃金請求権の存否）、④配転命令撤回後の賃金請求権の存否、⑤他社での就労による収入の控除額、⑥付加金が争点となつた。

3 裁判所の判断・検討

福井地裁は、営業手当が時間外労働の対価性があるとはいえないとして、基礎賃金算定に含めて時間外労働賃金の支払い（①・②）を認め、また、被告の配転命令は、権利の濫用による違法なものであり（③）、また、配転命令を撤回したとしても、本件事実関係のもとでは、「被告が権利を濫用して本件配転命令を発令したことにより破壊された原告との間の労働契約上の信頼関係は、被告が本件配転命令を撤回し、出勤命令を発令し、前記誓約書を提出しただけでは回復したものとは到底認めることができない」として、原告は、配転命令撤回・出社命令の発令後の賃金請求権を失わないとした（④）。また、他社で勤務していた期間、最大4割控除（労基法26条の適用ないし準用）を認め、付加金も同一金額の支払いを

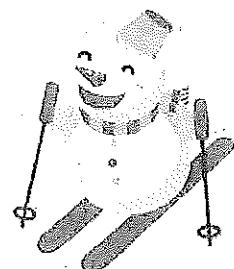
命じた(⑤・⑥)。

判例検討会では、争点全般について検討・議論を行つたが、本誌面では特徴のある本判決の争点③・④について述べる。争点③については、被告が設定したノルマが地域的特性を考慮することのない困難な売上高の達成を求め、達成できなかつた場合に制裁をかす賞罰規定であることや、被告がノルマ達成ができなかつた原告に対して自主的な降格や退職を求めるだけで、原告が応じないため異動先の内示もなく突如本件配転命令を発したことなどの認定から、本件賞罰規定の目的がもっぱら固定給の高いM社員を減らすという点のみにあつたこと、福井から長野支店への突如の配転命令は、原告及びその家族の生活にとって生活上著しい不利益となることは明らかであるとして、業務上の必要性が皆無であったとまではいえないとしても、権利の濫用であると判断しており、認定した事実経過からすれば、至極自然な判断と思われる。

争点④の前提となる事実経過が特徴的である。被告は、労働審判から通常訴訟に移行した時点で、被告代理人名義で「・・・貴殿の希望を考慮し、これを撤回します。については●月●日より福井支店への出勤を命じます」との通知をだしてきたが、原告代理人より、配転命令の有効性について判断が明確でないこと、未払賃金等の扱いについて被告側から提案がされていないことからすると、原被告間の労働契約における信頼関係が確立されていないうえ、原告が出勤した場合の業務内容、労働条件が明示されておらず(M社員かS社員か、ノルマが課され続けるのか)、時間外労働賃金の支払いがされる保証がなく、再び不当に配転されることはないという保証もないとして、出勤命令に応じないと回答し、その後も出勤をしなかつた。その後、翌年の6月まで、被告代理人と原告代理人との間での文書でのやりとりが続くが、判決は、そのやり取りを詳細に認定している。徐々に被告側から、法令通りに賃金を支払うだとか、不当な配転命令をしませんだと、付け加わっていくが、最後まで、最初に原告代理人が指摘した筋の通った反論に対する真摯な回答はされなかつたという評価をしてよいだろう。裁判所も、その点を指摘してか、「労働契約上の信頼関

係は、・・・回復したものとは到底認めることができない」と上記のとおり判示して、民法536条2項により、被告は原告が出社拒否中の賃金の支払義務を負うとした。出社拒否に極めて正当な理由がある旨の回答を、その時点できちんと反論しておくことが大切であるという教訓的な事例判決であるということだけでなく、継続的契約の信頼関係破壊法理は、解除・解雇の物差しに使われるが、出勤拒否の状態(信頼関係の破壊状態)を招いた側に、その回復をはかる付随義務があるという使い方も、特徴的な判決である。信頼関係破壊法理の応用的な発想は、注目に値する。

本件は、控訴審で和解が成立したことである。



労 動

- ▽ 一 他県にある支店への配転
命令が違法とされた事例
- 二 違法な配転命令が撤回された後の従業員の出勤拒否について、会社側に帰責事由があるとされた事例

[配転命令無効請求書]
〔15一平成二年四月一日より平成二年六月の間〕
〔民事訴訟判決一部認否一部棄却〕

一 Yは運営する会社である。X(原告)昭和三十六年生)は、会社の約一年三ヶ月後に福井支店から長野支店への配転命令を受け、その労力を争つて、以後出勤してはない。本件は、Xが、配転命令の無効確認と出勤しなくなつてから一晩口頭手帳終機まで的基本賞金及び未払の時間外賞金等の支払を求めた訴訟である。なお、配転命令についてXは、訴訟箇箇中にYが撤回したため、Xがその無効確認の訴えを取り下げたようである。

二 配転命令発令に至る経緯は次のとおりである。Yは、常業に従事する

全従業員に向かって、平成二年九月一日付で、「配転規定」を施行したところ、これによれば、常業従事に從事する従業員のうち、固定賃金の高い「M社員」とは一ヶ月以上の赤上ノルマを課し、これを達成できなかつた場合には、Yの指示する支店へ異動するか、固定賃金が月額一〇万円以上低い「S社員」とは雇用条件を変更することとされ、この異動規定は同年から実施された。Xは、平成二年七月に「M社員」としてYに採用され福井支店で常業等に従事してはいたが、平成二年九月に前記ノルマを達成できなかつた。すると、Yは、Xに対し、同月一日に遡つて「S社員」への雇用条件の変更を内容とする申請書に署名をするか、退職するかの選択を繰り返し求めたところ、Yは、Xに対し、同月のノルマを達成できなかつたことを、Yは、Xに対し、内示せられ、同年一〇月一八日、長野支店への異動を命じた(本件配転命令)。Xは、同月二三日を最後に福井支店に出勤せず、長野支店にも出勤してはならない。

本判決は、以上の事実関係の下で、①配転規定による制限が、その発令要件との関係で過酷に過ぎ、著しく不合理である、②配転規定の目的は、専ら固定賃金の高い「M社員」を減らすとい

う点のみならずだと認められる。さらには、⑤〇年近く福井市に住み続けてきたXに対して肉元からもが長野支店への異動を命じるといつては又及んでの家庭などとつて生活上著しく不利益となるとして、本件配転命令は機械的適用に該当し、違法であると判断した。

二 ところで、Yは、本件訴訟係属中と本件配転命令を撤回し、Xに対し、福井支店への出勤を命じたが、Xは、本件配転命令の適用外、未払賞金の支払及び出勤した際のYの労働条件についてのYの見解が明示されてこないため、一旦撤回された信頼関係が回復してはならぬとして、前記出勤命令に応じなかつた。Yは、これがはじても、本件配転命令の違法性、未払の時間外賞金の算定についての訴訟において審理中であるとして、本件配転命令は違法であり、未払の時間外賞金は存しないことから訴訟上の主張を捨回する意図がないことを明確にしたため、Xも、信頼関係が回復してはならぬとの立場を改めなかつた。その後、Yが、代表者名義で、Xが後職・精勤した場合には「M社員」での復職を認め、不當な配転命令を発令しない、また、労働時間問題のため労働日報の提出を求める、時間外賞金を適用せざまうなど配転された申請書を提出したが、Xは出勤拒否を続けた。

本判決は、以上ののような事実関係の下で、③Yは、本件配転命令を撤回し

したものと、その違法性は認めず、未払の時間外賞金の支払にも応じず、前記訴訟によっても「精勤」した場合でなければ「M社員」での復職はできないこととされているが、「精勤」の意味は明らかにされてはならないことからするべく、それだけでは、單に本件配転命令発令直前の状態(平成二年九月のノルマ不達成により、Yにおいて、Xに対し、「S社員」への雇用条件変更又は指定する支店への異動命令に従うる旨)に従事するだけであることを解せねば、Xは、後職しても直ちに「S社員」への実質的降格を促され又は命じられるおそれがあり、仮に、Yにおいて、平成二年九月のノルマ不達成の結果を否認する意向があるとしても、Xが出勤した後、その月のうちにノルマを達成しなければ、平成二年九月から一〇月にかけて同じ様の状況に至るだけであると見る余地も十分にある。まだ、②Yが本件訴訟において未払の労働賞金の存在を争い続いていることからすると、Xが出勤し、時間外労働を行つたとしても、Yは主張的に過法と考へる時間外労働賞金を支払うだけではなく、それが十分にあることを認められないおそれも十分にあることを得ないとして、本件配転命令発令後、その撤回後も含めて、Xが出勤していないのはYの権利侵害によるものといふことを示し、民法五百三十六条规定により、Xは、Xに対し、本件配転命令を

〔原告〕 一につき、労基法二条
二につき、民法五百三十六条规定
三、労基法二条

〔被告〕 原告甲野太郎
同訴訟代理人弁護士
同海道宏実
同原告諸限由等子
同被告株式会社Y
同代表者代表取締役
同乙山松夫
同訴訟代理人弁護士
同川口武彦
同松原田茂喜
同永田翔
同大塚晃
同共契約者

〔全文〕 一 告は、原告に対し、四六万〇〇一〇円及びこれに対する平成二年一二月二日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

二 告は、原告に対し、五〇六万二九八四円及び利息の「基本賞金一覧表」へ路の「残額(已)」欄に記載の各金員に対する同一観察表の各金員と同じ額の「賞金支払日」欄に記載の日の翌日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

三 告は、原告に対し、一三三三万八八一八六円及び利息の「新規所定定期月別時間外労働賞金一覧表」へ路の「時間外手当合計賞金(已)」欄に記載の各金員に対する同一観察表の各金員と同じ額の「賞金支払日」欄に記載の日の翌日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

四 告は、原告に対し、一三三三万三〇三六円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

五 告のその余の請求を棄却する。

六 新規賞金はこれを一〇分じ、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

七 この判決は、第一項から第三項までに限り、仮に執行することができる。

事実及び理由 第一 請求

一 主文第一項と同旨
二 告は、原告に対し、平成二年一月一日から本判決確定の日まで毎月一〇日に当たるいわば賃貸業日限り、月額元万円及びこれに対する年支払額の四倍から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

三 告は、原告に対し、三七万九八一〇円及び利息の「原告主張月別時間外労働賞金一覧表」へ路の「時間外手当合計賞金(已)」欄に記載の各金員に対する同一観察表の各金員と同じ額の「賞金支払日」欄に記載の日の翌日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

四 主文第二項と同旨
第五 条款等

一 本件は、被告の従業員である原告が、福井支店から長野支店への配転命令を